

第123回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会
議事録

(開催要領)

- 1 日 時 令和5年11月8日(水) 17:30～19:00
2 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室(WEB会議システムを利用)

3 出席者

会 長	小西 聖子	武蔵野大学副学長・人間科学部教授
委 員	浦 尚子	公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター理事長
同	可児 康則	弁護士・名古屋第一法律事務所
同	北仲 千里	広島大学ハラスメント相談室准教授、NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表
同	後藤 弘子	千葉大学大学院社会科学研究院教授
同	木幡 美子	株式会社フジテレビジョン社会貢献推進局局次長・報道局解説委員
同	種部 恭子	医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表
同	中村 正	立命館大学大学院人間科学研究科教授
同	納米 恵美子	全国女性会館協議会代表理事
同	橋爪 隆	東京大学大学院法学政治学研究科教授
同	渡邊 正樹	東京学芸大学名誉教授

(議事次第)

- 1 開 会
2 議 事
(1) 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023」の策定以降の取組の進捗について
(2) 第5次男女共同参画基本計画の中間年フォローアップについて
3 閉 会

(配布資料)

- 資料1 改正配偶者暴力防止法の施行に向けた取組状況
資料2-1 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」のポイント
資料2-2 こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ(概要)
資料2-3 こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージの実施の加速化
資料3 防衛省提出資料

- 資料４－１ 第５次男女共同参画基本計画における成果目標の達成状況（第５分野）
資料４－２ 第５次男女共同参画基本計画・第５分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に関する現状等
資料５ 質問事項一覧
- 参考資料１ 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023」（概要）
参考資料２ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令・施行規則
参考資料３ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針
参考資料４ こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（本文）
参考資料５ 第５次男女共同参画基本計画（第５分野抜粋）

（議事録）

○小西会長 皆様おそろいようですので、少し早いですが、第123回の「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は加藤鮎子大臣にも御出席いただいておりますので、御挨拶を頂戴したいと思います。

○加藤女性活躍・男女共同参画担当大臣 皆さん、こんにちは。女性活躍・男女共同参画担当大臣の加藤鮎子です。

今日は、小西聖子会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、御多用の中、本専門調査会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議の開催に当たり、一言御挨拶をさせていただきます。

この専門調査会では、男女共同参画基本計画の中でも、女性に対する暴力の根絶という男女共同参画社会を実現する上で克服すべき大変重要な課題について御議論をいただいております。配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力、セクシュアルハラスメントなどの暴力は重大な人権侵害であり、許されるものではありません。これまでも委員の皆様をはじめ、多くの方々の熱意と御努力により、暴力の根絶に向けた歩みが進められてまいりました。その成果の上に立って、全ての方々が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現に向け、更なる取組を進めてまいりたいと考えております。

先週作成された経済対策においても、特に弱い立場に置かれたこども・若者が性犯罪・性暴力の被害に遭う事案が後を絶えない現状を踏まえ、こども・若者の性被害防止のための緊急対策を加速する取組を盛り込んだところでございます。

また、来年４月の改正法の施行に向け、DV被害者の相談支援体制の充実にも取り組むこととしております。

本日の会議では、今申し上げたこども・若者の性被害防止のための緊急対策をはじめ、

最近の進捗を御報告するとともに、本年が第5次男女共同参画基本計画の中間年に当たることを踏まえ、皆様から現状の評価や今後取り組むべき課題などについて、様々な御示唆をいただければと考えております。

皆様の御意見は、この分野の今後の取組を促進する上で大きな力になるものと考えております。本日は、他の公務により皆様の御議論を直接拝聴することはできませんが、事務方からしっかりと報告を受けたいと思っておりますので、ぜひ忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

皆様のお力添えを心よりお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

○小西会長 どうもありがとうございました。

加藤大臣は公務のため、退室されます。

(加藤大臣退室)

○小西会長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。

久々の開催ですが、「『女性活躍・男女共同参画の重点方針2023』策定以降の取組の進捗について」と、大臣が言われていましたが、「第5次男女共同参画基本計画の中間年フォローアップ」、この2つです。

まず、議事に入る前に、事務局から配付資料の確認及び事務局の体制について御報告をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 資料の確認をさせていただきます。

資料1から資料2-1、2-2、2-3、それから、資料3まで議題(1)に関する資料をお配りしております。

それから、資料4-1として男女共同参画基本計画における成果目標の達成状況、4-2といたしまして「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に関する現状等、資料5として質問事項の一覧をお配りしております。

これに加え、参考資料を5点お配りしております。

本日の議論に合わせまして、画面に映させていただきます。

続きまして、事務局の体制でありますけれども、7月4日付で大臣官房審議官男女共同参画担当に小八木審議官が着任しておりますので、御報告をいたします。

○小八木大臣官房審議官 小八木です。よろしくお願いいたします。

○小西会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

議題(1)について、本日は内閣府及び防衛省から報告をいただきます。

まず、内閣府からお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 それでは、議題(1)といたしまして、最近の取組の進捗について、内閣府から2点御報告をいたします。

資料1をご覧ください。

まず、改正配偶者暴力防止法の施行に向けた取組状況について御報告をします。

改正法については、先生方御承知のとおり、重篤な精神的DVについて、接近禁止命令等の対象とすること等の保護命令制度の拡充でありますとか、協議会の法定化等の多機関の連携の仕組みを内容とするもので、来年4月の施行となります。

この改正法の施行に向けて、4点報告いたします。

1点目は、下位法令等の整備であります。7月に施行令、施行規則を制定した上で、改正法の内容を反映しました国の基本方針の告示を行いました。こちらは、5月の専門調査会で先生方に伺った御意見を踏まえ、また、都道府県等からの意見を聴取した上で作成したものであります。本日は参考資料として本文をお配りしております。

2点目が改正法の周知広報です。特に保護命令制度の改正内容についての周知が重要と考えておりまして、パンフレットを作成・配付するなどの取組を進めているところです。

3点目が地域における被害者支援の充実についてです。改正法に基づく法定協議会の設置等を通じて、関係機関の連携を促進するため、現行の協議会の組織構成でありますとか、運営の仕方などの事例の収集を始めております。現行の協議会も様々バリエーションがありますので、他の地域の参考になりそうな事例を整理、提供することなどを通じて、都道府県等の支援を行っていきたいと考えております。

最後に4点目、加害者プログラムの実施の推進についてです。1点目で御報告いたしました新たな基本方針では、加害者プログラムについて、被害者支援の一環として地域における実施を推進するとしているところであります。これまでのプログラムの在り方自体の調査研究の段階から、1つ先に進んだ形になっております。今年度は、実際に各地域で実施していただくに当たっての実践的な課題の洗い出し等のための調査事業について、この専門調査会の委員をしていただいております中村先生を座長とする検討会に御意見を賜りながら進めているところであります。また、自治体担当者を対象とする研修事業も実施予定です。これにより、地域における加害者プログラムへの理解の促進を図ることによりまして、来年度以降の実施につなげていきたいと考えております。

DVの関係は以上であります。

続けて、性犯罪・性暴力対策に関する進捗を御報告します。

資料2-1をご覧ください。

性犯罪・性暴力対策については、本年3月に性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針を策定するなど、各省が連携して取り組んできたところでありますけれども、弱い立場に置かれたこども・若者が被害に遭う事案が後を絶たないという現状に鑑みまして、内閣府及びこども家庭庁が事務局を担う2つの関係省庁会議の合同会議を開催し、7月に画面にございます緊急対策パッケージを取りまとめたところであります。

その概要でありますけれども、第1に、加害を防ぐという観点から、改正刑法等の趣旨・内容を広く国民に周知し、改正法に基づき厳正に対処していくということ。また、全国で取り締まりを強化することなどを掲げております。

さらに、こどもが長く過ごす場での未然防止等のため、日本版DBS導入に向けた検討であ

りますとか、保育所等における虐待防止のための通報義務に関し、児童福祉法改正を検討することを掲げているところでありまして、こども家庭庁において検討を進めているところでもあります。

次に、こどもは被害にあっても性被害と認識できない、あるいは保護者の方も被害に気づくことが難しいといった課題に対応するため、生命（いのち）の安全教育の全国展開でありますとか、記憶の汚染をはじめ、保護者として身につけることが望ましい知識などについて、保護者に啓発を進めることなどを掲げておりまして、それぞれ関係省庁と連携して実施に取り組んでいるところでもあります。

さらに、被害に遭った方が相談をしやすくする、支援を強化するという観点から、特に知見が十分に蓄積されていない男性・男児への相談支援の充実のため、男性・男児のためのホットラインというものを9月に開設いたしまして、現在、毎週末相談を受け付けるなど、こういった取組も進めているところでもあります。

そして、下の部分でありますけれども、赤字のところですが、8月・9月を緊急啓発期間と位置づけまして、改正刑法の周知徹底でありますとか、相談窓口の周知等、関係省庁で協力いたしまして、SNSを活用した広報でありますとか、カード、パンフレットの作成・配付などを行ったところでもあります。

ただいま御紹介しなかった施策も含めまして、資料2-2には緊急対策全体の概要を整理しております。後ほど御参照いただければと思います。

さらに、先ほど大臣からもございました今般の経済対策の中にも、こども・若者の性被害防止に向けた対策を加速するということが盛り込まれているところでありまして、その具体的な内容について資料2-3に記載してございます。

中ほど、太字になっている点が今後緊急で実施していくものでありますけれども、まず●の3個目、教育・保育等を提供する場における性被害の防止等の取組について、事例の把握でありますとか、指針のひな形作成等により促進していくということ。

また、保育所、幼稚園・特別支援学校における対策として、パーテーションやカメラといった設備の支援を行うこと。

それから、生命（いのち）の安全教育の動画コンテンツの作成・活用をしていくこと。

次のページにまいりまして、黄色い部分の一番上でありますけれども、ワンストップ支援センターにおける被害者支援の強化、さらには、医療機関との連携の強化等の取組について進めてまいりたいと考えております。

以上、雑駁ではございますけれども、内閣府からDV対策と性犯罪・性暴力対策について、7月以降の取組、進捗を御報告いたしました。

以上です。

○小西会長　ありがとうございます。

続いて、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」には、自衛隊のハラスメント防止についても記載されています。先般、防衛省の有識者会議による提言等が公表されたこと

を踏まえ、今日は防衛省から今後のハラスメント対策について御報告をお願いいたします。
どうぞよろしくお願いします。

○防衛省

お手元の資料3ですが、縦紙で今回元陸上自衛官の五ノ井氏に対する懲戒処分に際して公表した資料、横紙で有識者から提言をいただきましたので、その有識者の提言の概要及びその後の防衛省の取組についてということで、資料を3点御用意させていただきました。
まず、懲戒処分のほうから御説明させていただきます。

本件、五ノ井氏の関係ですが、概要としましては、令和4年6月29日に五ノ井氏がSNS上で、当時、彼女が勤務していたときにセクハラ事案を訴えていたにもかかわらず、ちゃんと措置をされていなかったということを訴え出たことから、防衛省本省としてもその事案を確認し、調査を開始したものです。

実際に部隊では、いろいろ調査をしていましたが、防衛省本省及び陸上幕僚監部においてこの事実を認知したのはこの時点です。

そこから実態の調査を確認しまして、令和4年9月上旬までに当該ハラスメントの事実があったと、五ノ井氏の訴え出ていた内容が確認できたということで、当時の浜田防衛大臣から「ハラスメントの根絶に向けた措置に関する防衛大臣指示」を出し、相談員、窓口の周知徹底、ハラスメント相談の点検、ハラスメント相談を適切に措置せよということと、防衛省に防衛監察本部という組織がありますので、そこで特別防衛監察を実施して、ちゃんと相談体制ができていいのか確認せよということ、有識者会議を設置して効果ある対策をせよと指示が出たものです。

9月に判明した事実関係に基づき、当該資料に基づいて懲戒処分を実施したものです。

3ポツの事案の概要ですが、五ノ井氏に対するセクハラということで、令和3年6月、演習場において、A2曹が天幕内、陸上自衛隊の訓練ですので、建物ではなくてテントを張っていた中で飲食をしていて、その際、A2曹とB3曹、D3曹が五ノ井氏の胸を触るなどの性的接触を行っていました。

また、B3曹はその日の夜と翌日に、自身に対する性的な身体接触を強要しました。

この上司に当たるF3尉ですが、この方については、訓練の終了後、移動中の車中で、「暑いんだったら服を脱いだら」という発言をしたというものです。

令和3年8月ですが、同じく演習場において訓練を行っていたところ、夜、また飲食等を共にした際に、E1曹がB3曹に対し、五ノ井氏に首ひねり、柔道の技と聞いておりますが、押し直すような形を指示しまして、首ひねりをかけて覆いかぶさり、性的な身体接触を行ったということと、同じくE1曹は、その他C3曹、D3曹に同じような指示をし、身体的な接触を行わせました。さらに、五ノ井氏に対しては誰にも言わないでねと口止めを行ったというものです。

そのほかに、日常的にB3曹は五ノ井氏に対し肩を組んだり、抱きついたり、C3曹はいわゆる警衛所において身体接触をしたというようなことが確認されています。

人間関係ですが、今回、2曹、3曹につきましては、五ノ井氏の所属する部隊運営上のグループにおける中核的な立場でしたので、日常的に行動を共にすることが多い関係で、そのうちのA2曹というのは階級が上位で職務経験が多かったということから、指示する立場というか、その他の隊員に対してにらみが利くような立場でした。

次のページですが、E1曹は上位の者で、部隊運営上の関係においても指示するような立場にあったということで、上司から部下に対してそれぞれ不適切な指導、指示を行っていて、それに従って不適切な対応を行っていたということが確認されました。

所属中隊における他の隊員に対するセクハラということで、当該部隊においては、下ネタを発言するようなことが日常的にあったというようなことも確認されています。

この部隊の中隊長、いわゆる管理職ですが、この管理職についても、ハラスメントの状況というのは適宜報告を受けていたのですが、調査等を十分に行っていなかったということが確認されています。

これらの者につきましては、4ページですが、セクハラ、身体的接触を指示した者、身体接触をした者につきまして、それぞれ免職の処分を行っています。性的発言を行った3尉については訓戒の処分、報告を受けていても適切に対応しなかった中隊長については停職6月の処分をしています。この部隊の上級部隊の長ですが、大隊長、連隊長につきまして、それぞれ注意、口頭注意の処分を行ったというものです。

これらの処分等がございまして、先ほど大臣指示が発出されたということですが、有識者会議を併せて設置しまして、その有識者会議の中で御議論いただいたものが次の資料です。

こちらの有識者会議ですが、座長につきましては、中央大学法学部の教授、只木座長を中心に議論をしていただきまして、表紙をおめぐりいただきまして、実際に部隊に行って隊員に面談をして、ハラスメントの状況はどうかというのをそれぞれ直接聞いていただく面談をしました。その際、事務方も含めて、職場の人間がいけないような、若年隊員に直接声を聞いていただくというような配慮をしまして、直接現地の声を聞いていただきました。あわせて、8回の議論をいただきまして、防衛省のハラスメントの対応について提言をいただいたものです。

次のページです。

防衛省のハラスメント対策につきまして、これまで防衛省というのは、ハラスメントは個人間の問題だということで、あくまでも私人同士、隊員間のトラブルだということで認識をしていたのですが、それはやはり組織風土・組織特性にかかって発生する問題との認識に基づいた対処をちゃんとしていないだろうということを御指摘いただいています。監督者や責任がある者について、責務の自覚が不足しているということと、責任を明確化してこなかったということについて、ちゃんとそこは整理すべきということを御指摘いただいております。

組織特性として、やはり上下の階級がございまして、階級差によってパワハラ

がずれてしまうと、適切な指導なのか、それがパワハラなのかということで認識がずれるということで、そこは共通の認識を構築していくことが必要ではないのかと御指摘をいただいております。

これまでの対策について、防衛省の中でいろいろ検討しておりましたが、外部からの評価や助言を求めてこなかったということについても、そこは検討課題だということで御指摘いただいております。

既存のハラスメント防止の取組についても、その都度その都度対策を取っていたものだから、制度・体制が複雑化していたということで、実効性に乏しいという御指摘をいただいております。

その上で、予防対策、事案対策、事後対策ということで提言を受けております。

次のページです。

組織風土の改革ということで、各級指揮官、監督者がちゃんとメッセージを発信して、リーダーシップを取って、ハラスメントは絶対に起こさない、ハラスメントを防止するのだということを明確にするということ、教育の見直しということで、カリキュラムと、実践的な教育への転換ということで、いろいろな各級ごと、隊員ごとの教育というのを行っていたのですけれども、例えばそれがストレス度の高い部隊とか、リスクの高い管理職に重点的に対応したらいいのではないのかということや、体験学習を推進するということ、正しい命令系統の維持についてちゃんと教育をすることを御指摘いただいております。教育水準の維持・評価、加害者に対する再教育ですが、全体的な底上げをもう少し図る必要があるということと、外部の有識者の視点による評価も必要であるということ、組織風土の改革を行うために、加害者についてもちゃんと教育をすることが必要だと御指摘いただいております。

次のページです。

アンケートにつきましては、基本ハラスメントというのは1つの事案として6か月くらい継続するそうで、半年に1回アンケートを取って、その芽を摘んでいくことが大事だということで御指摘いただいております。

また、陸海空の自衛隊の組織は、それぞれの縦割りで管理されていますので、横の共有がなく、横の共有をちゃんとやりましょうということで御指摘をいただいております。

懲戒処分の基準の適正化・明確化ということで、懲戒処分も時間がかかっておりますので、その時間を早くするような形を取ること、外部有識者の意見を聞いて、量定感を含めてどういった形がいいのかというのを検討しなさいということを御指摘いただいております。

自衛隊特有の問題でございますが、若年隊員につきましては、営内、敷地の中で生活しておりますので、敷地の中のプライバシーの配慮というのがやはりストレスとの関係でハラスメント問題が起きやすくなるという研究結果もあるそうですので、そういった形でプライバシーの確保が必要だということを御指摘いただいております。

次のページです。

事案対策ということで、事案が起きたときにはきっちり対応するということです。問題解決のために申出を周知徹底するということと、複数の申出手段を設置することが大事だということ、さらにメンタルヘルスの関係でカウンセラーを部内には置いているのですが、メンタルヘルスのカウンセラーに相談に行って、メンタルヘルスのカウンセラーは当然カウンセリングをするだけですので、問題の解決という点の視点がなく、相談員は、問題の解決はしようとするのですが、カウンセリング的な機能がないということで、それらを連携した上で、ちゃんと相談される方が安心して相談できるような体制をつくる必要があります。ということを御指摘いただいております。

また、相談員の資質につきましても、単に部隊の職責上で相談員にするのではなくて、人を見て相談員にするというのが必要だということを御指摘いただいております。

問題の懲戒処分の迅速化ということで、事案が発生したときには3か月を目標に懲戒処分まで実施することが必要だということが提言に記載されております。

続きまして、次のページ、事後対策ですが、懲戒処分については、部外には公表しておりますが、部内に公表していないということがありましたので、ちゃんと適切に処分されるのだということを全隊員に周知することが必要だということ、メンタルヘルスサポートをきっちりやるということで、被害者と関係者にハラスメントが起きたときのケアをちゃんとしなさいということを御指摘いただいております。

あとは、定期的な施策の見直しということで、PDCAサイクルの実効性の確保、あわせて、部外者の視点を入れた確認が必要だということで、提言をいただいているところです。

次の資料ですが、提言を受けまして、今、防衛省本省で検討していることですが、取組ということで、ハラスメント根絶に向けた指示の中で、有識者会議をきっちりやりましょうということと、併せて特別防衛監察で相談体制の確認ということをやっておりました。

特別防衛監察ですが、そこに対してハラスメント被害に遭ったというような申出があったものについては1,325件ございました。これらについて、今、精査をしまして、年内中にこれらの問題について解決するという措置を取っているところです。

次のページです。

これは、先ほど申し上げました1,325件の状況について御説明しているものでございます。

次のページです。

有識者会議の提言を受けた今後の対応（1／2）のところですが、当時の浜田防衛大臣からハラスメント防止に関するトップメッセージが出されまして、これを周知した上で、ハラスメント防止対策検討チーム（局部長級）と作業部会（課長級）を設置し、議論しているところです。年2回のハラスメント防止月間の設置、定期的なトップメッセージの発信、ハラスメントの教育の見直し、リーダーシップ向上を図る教育の実施、部外講師によるハラスメント教育の拡充、相談員の資質の向上に向けた専門教育の実施等を検討してい

るところです。

次のページです。

先ほど申し上げましたように、アンケートは年2回がいいということでしたので、年2回のアンケートの実施、相談体制ですけれども、今は、課業時間内に相談できるような体制を取っておりましたので、夜間や休日の相談ができるように部外の窓口、LINE等、若年隊員が相談できやすいような窓口をつくっていかうということで考えております。

さらに、相談窓口の再周知、相談体制の再編・協力体制の構築、加えて、弁護士を活用した助言体制の構築ができないかということで、これらについても検討しているところです。

また、ハラスメントの定期的な見直しということで、部外有識者の知見を活用した防止対策の検証・見直しの実施を検討しているところでございます。

次のページですが、当時の浜田防衛大臣から出されたハラスメント防止に関するメッセージと併せて、今検討しているチーム体制について一覧表にまとめた表でございます。

簡単ではございますが、五ノ井氏の件を受けまして、防衛省・自衛隊で対応しているハラスメントの取組について御説明させていただきました。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、これまでの御説明に関し、委員の皆様から御不明な点等ございましたら、御質問をお受けします。御質問のある方は挙手をお願いいたします。

後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 後藤でございます。

御説明ありがとうございます。

防衛省の方に伺いたいことが2点ございます。

一点は、最近の報道によりますと、海上自衛隊で新たに、ハラスメントがあった際にその加害者と対峙させるというような事案があったと伺っております。

今ご説明の対策のところでもとても重要なのは、被害者が辞めないでどうやって部隊を続けていくのかということだと思います。私が見聞きしたところでは、五ノ井さんも本当は辞めたくなかった、ずっと自衛官でいたかったとおっしゃっていたかと思います。そういう意味で、今のお話というのは、予防と加害者に対する対策というのがあったわけなのですけれども、被害者が辞めないようにするために、例えばそういう申出があったら加害者を部隊からすぐ外すとか、そういうようなことがどれぐらい行われているかというのが一点です。

また、2点目として、このような対応をされいながら、海上自衛隊のような対応が起こってしまった原因について、どのようにお考えなのかということをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小西会長 では、防衛省のほうからよろしく願いいたします。

○防衛省 防衛省から回答させていただきます。

海上自衛隊の事案ですが、先般、報道等にございましたが、呉地区に所在する部隊において、ハラスメント被害を訴え出た被害者が上司等に相談をしていたのですが、加害者と直接面談をするようになったということで、面談に際し、被害者は会いたくないと言っていたにもかかわらず、当時の上司が会わせて謝罪をさせ、それが原因で被害者自身は辞めてしまったと聞いています。

これらにつきましては、本日ですが、懲戒処分等を関係者について行っています。中身につきましては、加害者につきましては停職の処分、当時の指揮官、無理やり会わせた指揮官も含めて停職の処分、被害者の上司についても停職の処分ということで、本日17時に公表している事案です。

まさにおっしゃるとおり、私どももハラスメント相談員の対応や監督者、指揮官向けの対応マニュアルにつきましては、加害者と被害者を直接会わせて謝らせるというのは失敗事例として載せているものです。そんなことはしてはいけませんよということで載せていて、当時、事案をいろいろ確認したのですが、加害者のほうが、まさか自分がやったことがハラスメントで、被害者に対してそういう思いをさせていたということまで思い至っていなかったと、かなりパニックになっていたというところで、上司のほうが悪った認識のまま被害者と加害者を会わせて謝らせてしまったというのが実態です。

そういう意味では、まさにやってはいけないとマニュアルでは書いているのですが、会わせてしまったということで、大臣のほうからも、これは被害者に寄り添っていない言語道断の対応だということで、これについてもハラスメント防止に係る大臣のメッセージとして、全隊員向けのメッセージと監督者向けのメッセージを発出しています。これについて、防衛省のホームページには載っているのですが、まさに監督者のほうは被害者に寄り添った対応をすべきだというメッセージを今、隊員一人一人にそれを周知しているところです。

あとは、被害者と加害者について隔離しているのか、そういう措置を取っているのかということですが、本件につきましても、被害者、加害者については一応隔離しようとしていました。同じ職場にいましたので、そこは離そうとしていたというところは確認が取れておりますが、そこに至るまでの間で直接謝罪をさせるという誤った判断をしてしまい、適切ではなかったということで、これについても処分の対象としております。

いずれにしても、ハラスメントのマニュアル等では、直接会わせるとか、ちゃんと被害者に寄り添った行動をしてほしいということで書いているのですが、そこは周知が至らなかったということで、まさに提言でもいただきました、いかに教育をしていくのかというところについて、今後重点的にやっていきたいと考えています。

○小西会長 ありがとうございます。

ほかに御質問はございますか。

中村先生、どうぞ。

○中村委員 中村です。

1つだけ。報告、経過を聞いていると、少し信じられない水準にある出来事だなと思って聞いていました。特に個人対個人の問題としてしか認識していないという辺りが、なぜそう長くなっていたのか。しかも、外部有識者の指摘を待たなければ理解できなかったのかなど、振り返るべき点、教訓として大きいなと思っています。

加害者対策のことですけれども、セクシュアルハラスメントと言うとやや狭い感じもして、明確に性暴力だと思うのです。ですから、さらにそのことへの加害者対策、セクハラという括りだけではなくて、性暴力の観点の加害者対策や、それから、パワーハラスメントですね。これは結構企業は義務化されていますので、パワーハラスメントの観点も入れたような加害者対策など、加害者対策のありようとしても質的に充実させるべきではないかなと思いました。

これは全体として意見のような感じです。以上です。

○小西会長 ほかに御意見がもしおありになれば、後でまたまとめて伺います。

今、防衛省がいらっしゃるうちに御質問があればお受けしたいと思います。

○中村委員 ハラスメントの加害者教育の内容について少し教えてください。パワーハラスメントをぜひ組み込むべきだとは思いますが、いかがでしょうか。

○小西会長 では、防衛省、お願いいたします。

○防衛省 今回のハラスメントの提言ですが、セクハラに限ったものではございません。パワハラについても、併せてハラスメント全体ということで加害者教育をすべきと御指摘いただいているものです。

他方、有識者の提言を受ける前からですが、防衛省としましては、部外の講師等呼んで、教育を行っているところですが、人数等も限られていましたので、今後これらについては見直しをして、できるだけ多くの人間が受けられるような形で対応していきたいと考えています。

○小西会長 ありがとうございます。

ほかに御質問はございますか。

では、よろしいですか。

それでは、防衛省の出席はここまでですので、御退席いただきます。

(防衛省退室)

○小西会長 それでは、議題（２）に入ります。

本年は、令和２年に策定された第５次男女共同参画基本計画の計画期間の中間年に当たりまして、成果目標のフォローアップを実施することになっています。この専門調査会では、第５分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を担当します。

内閣府から説明を聴取した上で、委員の皆様から御意見を頂戴できればと思います。

それでは、内閣府より御説明をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 それでは、議題（２）第５次男女共同参画基本計画の中間年

フォローアップについて御説明します。

資料４－１をお願いします。

まず、２ページをお願いいたします。

参考に記載をしておりますけれども、５次計画であります、令和２年１２月に策定された５か年の計画でありまして、その中には、１の１つ目の○にありますように、成果目標の達成状況について、中間年にフォローアップ及び点検評価を実施するとされているところであります。

そして、全体につきましては、計画実行・監視専門調査会において考え方が示されております。

２にありますように、計画策定時から目標値の差の２分の１以上に達しているかを基本とする。つまり、目標値までの中間点よりも目標値に近づいていれば、その項目はおおむね順調であろうという考え方です。

１ページに戻ります。

これを基に、第５分野の４つの成果目標がありますけれども、この状況を見ますと、いずれも満たしているという状況にあります。

例えば性犯罪・性暴力の関係では、１つ目、ワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数でありますけれども、計画策定時より８か所増えまして、現在５５か所ということで目標値の６０に近づいてきております。

また、DV対策の分野、３つ目でありますけれども、市町村における配偶者暴力相談支援センターの数でありますけれども、１４０か所となっております、目標値の１５０に近づいているというところであります。

成果目標の達成状況となりますと以上になるのですけれども、これでは必ずしも第５分野全体が見えませんので、別途資料４－２を併せてご覧いただければと思います。

委員の先生方にはあらかじめお目通しいただいておりますけれども、改めて御説明申し上げます。

なお、先生方から事前に頂戴いたしました御質問につきましては、資料の説明の後、各省庁から回答させていただきます。

では、１ページをお願いします。

まず、この計画期間中に制定または改正された主な改正、関係法律のリスト化をしております。議員立法を含めまして、様々な法整備がなされてきました。令和３年の教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律、あるいは令和４年のAV出演被害防止・救済法、困難女性支援法、また、本年のDV防止法の改正、刑法等の改正などです。

このように、制度面につきましては、計画に掲げられた検討が進んだものも含めまして、法整備が進んできたものと認識をいたしております。

３ページをご覧ください。

こちらからデータでありますけれども、ワンストップ支援センターにつきましては周知

広報に努めてきておりまして、また、夜間・休日に対応するコールセンターの運用も含めまして、24時間いつでも御相談いただける体制を取っております。

相談件数につきましては年々増加しておりまして、令和4年度は約6万3000件の相談を受け付けております。

4ページをお願いします。

相談者の性別でありますけれども、女性が大半を占めますが、男性からの相談も電話では約1割となっているところであります。

被害時の年齢であります、約半数を10代以下が占めておりまして、中学生以下に限っても3割に上る状況であります。

次のページです。

相談の被害類型であります。強制性交等・準強制性交等に当たるものが最も多いわけですが、監護者からのわいせつ・性交等についても1割を超えております。

6ページであります。

加害者との関係を見ますと、一番下、全く知らない人というのも一定数おりますけれども、むしろ友人・知人でありますとか親などの身近な人、また、SNSや掲示板等インターネットで知り合った人というのも多くなっております。

7ページをお願いします。

被害から相談までに要した時間ではありますが、被害直後に当たる72時間以内が最も多くなっておりますが、1年以上、10年以上という下のほうの赤で囲ったところですが、被害から相談までに時間を要したというケースも多くなっていることが見てとれます。

8ページであります。

AV被害防止救済法により、相談窓口を整備することとなりました。ワンストップ支援センターがこの相談窓口の役割を担っておりますが、施行後の昨年7月から1年間で239件の相談を受けております。相談者は20代が多く、また、女性が8割を占めているという状況です。

資料の右側、支援内容といたしましては、法的支援の説明、差止め請求や任意解除の説明などが多くなっております。

9ページから性犯罪に関するデータです。

まず、強制性交等・強制わいせつの認知件数については、グラフの右端であります、令和4年はいずれも前年より増加しております。

10ページ、同じく強制性交等・強制わいせつの検挙件数であります、これにつきましても、令和4年は前年に比べ増加している状況であります。

11ページ、痴漢についてであります。痴漢事犯の検挙件数は、大きく減少した後、再び増加をしている状況であります。

発生場所は右側の表でありますけれども、乗り物内での事犯の検挙件数が最も多くなっております。

痴漢につきましては、本年3月に関係5府省におきまして痴漢撲滅に向けた政策パッケージを作成しまして、啓発の強化など、関係省庁が連携して取り組んでいるところであります。

12ページをお願いします。

SNSに起因する事犯の被害児童数の推移であります。令和4年は前年から減少していますが、おおむね横ばいでありまして、依然として高い水準での推移となっています。

13ページ、児童買春、児童ポルノ事犯の検挙件数であります。令和4年、前年から若干の増となっております。

14ページ、私事性的画像に係る事案、いわゆるリベンジポルノの相談件数であります。平成29年以降、一貫して増加しております。

以上、性犯罪・性暴力の現状に関するデータをご覧いただきました。

続けて、DVの関係であります。

15ページであります。配偶者暴力相談支援センターの数であります。先ほども触れましたように、市町村の設置するセンターを150まで増やすという目標を掲げておりまして、オレンジ色の部分が年々増加して、現在140か所となっております。引き続きこの設置を促進していきたいと考えております。

16ページ、センターへの相談件数であります。令和2年に過去最高となっております。令和4年も12万2000件と高水準で推移しております。

このほか、国の運営するDV相談プラスにおいても、緑色のグラフであります。5万件前後の相談を受けているところであります。

17ページ、相談内容であります。DV相談プラスの相談内容を調べましたところ、相談者は30代、40代が半数以上でありまして、相談内容については、精神的DVを含んだ内容が6割を超えている状況にあります。

18ページ、警察における相談等の状況については増加傾向でありまして、令和4年は過去最多となっております。

19ページであります。一方で保護命令の認容件数は減少が続いております。これまでも御説明しておりますとおり、こうした状況も踏まえまして、保護命令制度の拡充等を内容とする法改正をさせていただきました。現行では身体的暴力、生命・身体への脅迫に限られていたところ、自由・名誉・財産に対する脅迫についても接近禁止命令等の対象とすることで、重篤な精神的な被害の場合にも接近禁止命令等を発令できるようにするなどの改正となります。

20ページをお願いいたします。

婦人相談所による一時保護者の数の推移であります。平成27年度からは減少していることがお分かりになると思います。

続けて、ストーカーに関してでありますけれども、21ページ、相談等の件数につきましては30年から減少に転じまして、令和4年も減少しております。

22ページ、ストーカー規制法に基づく警告、紫色のグラフであります。これは減少しておりますけれども、禁止命令等、緑色のグラフであります。平成28年度、改正法が施行された29年以降急増し、令和4年も過去最多となっております。

最後に、セクシュアルハラスメントについてであります。男女雇用機会均等法に係る労働局への相談件数でありますけれども、令和4年は前年度から減少し約2万件、うちセクハラの関係が約3割を占めております。

以上、男女共同参画基本計画の第5分野に関連する現状のデータをご覧いただきました。

私からの説明はひとまず以上であります。

○小西会長 ありがとうございます。

大変盛りだくさんでありましたが、続いて、議題(2)に関して、委員の皆様から事前にお寄せいただいた御質問に対して、担当省庁から回答をお願いいたします。省庁ごとに指名いたしますので、複数該当がある場合はまとめて御回答をお願いいたします。

まずは内閣府、お願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 ありがとうございます。

資料5をお願いいたします。

先生方からいただいた御質問をリスト化しております。順次お答えを申し上げます。

1の①、納米委員の御質問にお答えします。成果目標の進捗につきましては、先ほど資料4-1でお示ししたとおりでありますけれども、特に3つ目、市町村の配暴センターの運営状況について補足をさせていただきます。

内閣府では、毎年度センターの運営について自治体から報告を受けておりまして、市町村設置の140の内訳でありますけれども、福祉事務所が50、男女共同参画センターが39、その他が82となっております。この中には市役所等の担当部署がセンターの機能を担っているものも多いと認識しています。

また、予算に関して申し上げますと、市町村がセンターを運営するための経費については、人件費等は含まれないのですが、特別交付税措置の対象となっております。その対象経費について毎年度報告を受けております。令和4年度につきましては、90自治体で約3億2000万円となっております。

ただ、今回、納米委員から御質問いただきまして、センターの運営に関する情報の整理には、今後工夫の余地があると改めて認識をしているところであります。市町村のセンターの充実でありますとか、今後の新規設置の後押しになるように、こういった形で状況を整理いたしまして、皆様への御報告でありますとか、あるいは自治体への提供が可能か考えていきたいと考えております。

次に、3の⑤でありますけれども、種部委員からワンストップ支援センターの医療機関や警察との連携についてお尋ねがございました。

関係機関との連携につきましては、これまでも好事例を研修ですとか毎年度開催しております全国のネットワーク会議で取り上げることでありますとか、あるいは関係省庁が地

方に発する通知を内閣府からもセンター所管部署に共有するなどいたしまして、連携の強化というものに努めているところでありますけれども、ここはさらに一層の努力が必要であらうと考えています。

続けて、2 ページのDVの関係であります。

5 番の⑩と⑪と可児委員から保護命令の申立ての支援、それから、法施行後の運用状況の把握分析について御質問をいただきました。

配暴センターで相談を受け付けました事実を証する書類など、具体的に地方公共団体の御意見も伺いながら、実務の状況も踏まえた検討準備を進めております。年明けを目途に情報提供等を行うことを考えているところであります。

また、法施行後の運用についてでありますけれども、まずは相談件数でありますとか、裁判所で集計する保護命令の申立て、あるいは認容の数の推移など、こういったことを注視してまいりたいと思っておりますが、それに加えて、被害者支援を行う配暴センターなどからどのように状況を把握していくか、そういったことも含めまして考えてまいります。

⑫、種部委員から、法改正後の保護命令との関係で、医師の診断に関して御質問がありました。今回の法改正によりまして、心身に重大な危害を受けるおそれ大きいことというのが発令の要件となります。この心身に重大な危害について、基本方針の中ではうつ病、PTSD、適応障害、不安障害、身体化障害の通院加療を要する症状が出ており、配偶者等から更なる身体に対する暴力等を受けるおそれがある場合には、基本的に重大な危害を受けるおそれ大きいという整理をしています。迅速な裁判の観点から、症状が出ている事実を立証するために医師の診断書を添付する必要があるとしておりまして、診療科ではなく症状を列記しているところであります。なお、診断書は症状を証するものでありまして、それとは別に例えば暴力を受けたことなどの主張、立証が必要になります。

医療分野との連携につきましては、今度法定化されます協議会の活用も含めまして、今後さらに工夫が必要と考えています。

⑬は民間団体の運営基盤についてであります。内閣府におきましては、民間団体の運営の課題などを毎年調査しておりまして、財政的な基盤でありますとか人材確保等について課題があることは把握をしております。地方公共団体から民間団体への財政支援については特別交付税措置の対象となっておりますけれども、それに加えまして、内閣府としても、地方公共団体と連携して先進的な取組を行う民間団体を支援できるように、交付金の予算措置をしておるところであります。地方公共団体に対して、この交付金の一層の活用を促していきたいと考えております。

中村委員から⑭、⑮といたしまして加害者対応のお尋ねがありました。加害者プログラムの実施に関する今後の方針でありますけれども、こちらは資料1で御報告したとおりであります。⑭の啓発について、例えば今年女性に対する暴力をなくす運動が次の日曜日からは始まりますけれども、こちらでは「心を傷つけることも暴力です」というコピーを用いまして、啓発に取り組んでいくこととしております。こういった精神的な被害につい

でも力を入れてまいりたいと考えております。

また、生命（いのち）の安全教育におきましてもデートDVについて扱っておりまして、教育分野との連携にも努めてまいりたいと考えております。

内閣府からは、最後に⑩、納米委員から医学的または心理的援助について御質問をいただいております。

配偶者暴力相談支援センターでカウンセリングの機能を有しているのは全体で4割程度となっておりまして、都道府県の配暴センターの役割というのが大きくなっていると考えております。

基本方針におきましても、事案に応じた被害者への心理的援助が必要であるということに記載しておりまして、これも踏まえ、各地域において関係機関が連携した対応が進むように、この点は特に計画の後半におきまして課題として認識しているところであります。

内閣府からは以上であります。

○小西会長　ありがとうございます。

続いて、法務省、お願いいたします。

○法務省　法務省刑事局です。

まず、後藤委員、浦委員から、性犯罪の改正の関係で、主に検察官に対する周知あるいは研修の関係等について御質問をいただいておりますので、御説明いたします。

今回成立した2つの法律のうち、罰則の関係等の規定は、本年7月13日に施行されておりますけれども、検察庁に対しては、例えば、説明会を行う、あるいは通達を出すなどといったことで、法改正の趣旨や内容につきまして周知を行っているところです。

併せて、法務省が作りました通達等につきましては、警察や裁判所にも共有しております。

研修につきましては、法務・検察におきましては、検察官の経験年数等に応じた各種研修を行っておりますけれども、改正刑法等の成立後、検察官に対する各種研修において、今回成立した2つの法律の趣旨・内容についての理解を深めるための講義を実施しております。今後も、2つの法律の趣旨・内容が十分共有され、適切に運用されるよう、各種研修において講義を実施していく予定です。

その上で、検察当局におきましては、改正後の刑法等の関係法令の内容及び趣旨を踏まえ、法と証拠に基づき、また、被害者の方の立場、心情等に配慮しつつ、厳正に対処していくものと承知しております。

○法務省　続きまして、後藤委員からの⑥のお尋ねのうち、いわゆるAV出演被害防止・救済法の起訴・不起訴の統計についてでございますが、現時点におきまして、法務省のほうでそういった統計というものを確認したところ、ございませんでした。

それから、⑦のお尋ねにつきましてですけれども、これもお尋ねのような観点から統計を取っておらず、網羅的に把握しておりませんので、お答えすることがなかなか難しいと考えております。

以上でございます。

○小西会長　ありがとうございます。

それでは、続いて文部科学省、お願いいたします。

○文部科学省　文部科学省です。文部科学省の男女課長でございます。

御質問をいただいていたのが4番の⑦、⑧、⑨になるかと思います。順番に沿ってお答えさせていただきます。

まず、後藤委員から⑦の被害者が児童生徒の場合の性暴力の検挙人員・起訴人員、懲戒処分の件数とございますが、私からは懲戒処分の件数についてお答えいたします。最新で把握しておりますのが令和3年度になります、94件となっております。

続いて、⑧の生命（いのち）の安全教育について、現在の進捗や今後の見直しの方向性についてということで浦委員から御質問をいただいております。

生命（いのち）の安全教育は、浦委員にも御参画いただいて、令和2年度に教材を作りまして、それから、令和3年度以降、教材を作るところまでは内閣府と一緒に事業をさせていただいて、令和3年度以降は、文科省のほうで実際に推進をしていくために、教材を活用した指導モデルを作成しましたり、動画の教材を作成・公表したり、教員向け研修動画を作成したり、あとは児童生徒の生徒指導に関するバイブルみたいなものを出しているのですが、生徒指導提要というのですが、そちらの中に、全生徒が性暴力に対応する力をつけることが必要であって、そのために生命（いのち）の安全教育をやっていくのだということを記載させていただいたりしております。

こういうふうに、生命（いのち）の安全教育を学校側が導入しやすいような普及のための環境整備を令和4年度まで行ってきました、令和5年度からは状況が整っているだろうということで全国展開を強力に推進していこうという形で進めてございます。

御質問の見直しの方向性というのは、恐らく教材等を見直しの予定があるのかという御質問かと思いますが、文科省としては、しっかり生徒に伝えていただきたい内容のエッセンスについてしっかり入った教材を作っていたらと思っております。ただ、学校現場では実際に生徒たちの様子を見ながらこの教材をアレンジして使うというのが必要になってきますので、先生方にもどうぞ状況に応じてアレンジして使ってくださいという形でお知らせをしております、そういう意味で、このエッセンスとなる教材について、今の段階で見直しをすることは予定しておりません。

ただ、刑法改正ですとか、いろいろ性犯罪性暴力関係でもいろいろな動きがありますので、それは参考資料として文科省のほうからまた学校に伝えていく。参考資料としてホームページにもアップしていくというような形を取って、最新情報にキャッチアップしながら伝えていただくことを進めております。

実施の状況でございますが、教材をオープンにしたのが令和3年度からになりますけれども、令和3年度末の実施状況を調査したものがあまして、それでいきますと、生命（いのち）の安全教育のこの教材を使ったかどうかではなくて、性犯罪・性暴力対応の教育を

実施したかどうかという質問にしているのですが、小学校では37%、中学校では53.4%、高等学校では63%という数字が令和3年度末の数字として確認されております。

その後、我々は一生懸命この推進を図っておりますので、またこの数字を上げていくべく取り組んで、令和5年度末、今年度末の実施状況を令和6年度に調査していきたいと思っております。調査の結果を受けて、また足りないところを補充しながら推進していきたいと思っております。

なお、本年度は、先生方がネットワークをつくって実施する体制をつくり出すのがいいだろうと考えまして、全国フォーラムというのをこの秋に実施したいと思っております。

こういう形でいろいろ学校側に働きかけながら、生命（いのち）の安全教育をはじめとする性犯罪・性暴力防止のための教育が全国の学校現場で行われるよう、強力に呼びかけてまいりたいと思っております。

最後、4の⑨でございます。教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の説明の中に、教育職員等や養成課程の履修の学生さんへの啓発等とあるけれども、これは教職課程のコアカリキュラムに位置づけないとなかなか実施されないのではないかなという御指摘を渡邊委員からいただいております。

こちらでございますけれども、まず文科省では、研修をしたり理解を深めていただきやすいように、大臣や専門家が出演、解説する啓発動画というのを作成・公表しております、それを関係者に周知を図っております。

現在では、全ての都道府県、指定都市の教育委員会において、この児童生徒の性暴力等の防止に関して教職員、教育職員等への研修を実施しているところではございます。ただ、そうは言っても、また最近も小学校の校長先生がという形で報道もございましたが、こういうことを受けまして、本年の10月、先月の10月20日に大臣メッセージを出させていただいております、改めて教育職員等に対する研修をお願いしているところでございます。

それから、教職課程を履修する学生たちを対象にしたものでございますけれども、児童生徒性暴力等の防止等に関する教育実習の留意事項等についての動画も作成・公表しております、教育実習の事前指導とか授業外の取組でも活用するよう、教職課程を置く大学等に周知をしているところでございます。

また、令和4年度に委託調査研究を行いまして、熊本大学さんのほうで児童生徒性暴力等の防止に資する教育プログラム、それから、ICT教材というのを開発していただきまして、こちらも教職課程を置く大学等に共有を行っているところでございます。

教職課程のコアカリキュラムの中には、教職の意義及び教員の役割・職務内容という事項がございますので、そこの中で教員の服務等を理解することとされております。大学のこの項目に関する授業科目において取り扱っていただくことを想定しております。

いずれにせよ、文科省では引き続き、このように現職の職員の方への研修、それから、養成課程の生徒たちへの研修、啓発等に努めてまいりたいと思っております。

文科省からの説明は以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省、お願いします。

○厚生労働省 厚生労働省社会・援護局でございます。

厚生労働省は⑯と⑰につきまして、婦人相談所の一時保護に関する御質問をいただきました。

はじめに、⑯については、婦人相談所の一時保護者数における都道府県別のデータということでございますが、委員の御指摘のとおり、地域差が正直存在しておりまして、非常に件数が少ない都道府県におかれましては、場合によっては案件が分かってしまう、あるいはそれを見た利用者の方がどう思うかといった点に配慮いたしまして、非公開とさせていただいているところでございます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

次に、⑰について、婦人相談所の一時保護を民間シェルターに委託する関係で御質問をいただきました。

1つ目のご質問は、民間シェルターの委託に関して、何か制約のようなことを課している自治体があるが、そのようなことはないということによいかということでございます。それに関しては、もちろん委員の御指摘のとおり、利用者にあわせて柔軟に対応することが可能である点が民間シェルターの強みでございますので、厚生労働省としてそのような制約を課していることはございません。

また、2点目のご質問は、後段のところですが、婦人相談所の一時保護の基準が狭い、不透明だという批判がある。困難女性支援新法施行に合わせて基準の明確化などが行われているという理解でよいかという御質問でございます。こちらについては、来年度より施行される困難な問題を抱える女性の支援に関する法律において、厚生労働省令において一時保護を行う場合の要件を明確に列挙してお示ししているところでございます。

また、この困難女性新法の関係であります。告示において一時保護の委託先についても触れておりまして、本人の状況などに応じて厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うことも、個々の支援対象者の状況に応じた適切な保護を行う観点から効果的であるといったことや、支援対象者の状態に応じた複数の一時保護所や委託先を検討しておくことが望ましいといった留意点を記載しているところでございます。

困難な問題を抱える女性には複雑な課題を持つ方も多く、支援対象者の状況に応じて支援が適切に行われますよう、関係機関への周知を行っていきたいと思います。

以上でございます。

○小西会長 ありがとうございました。

それでは、こども家庭庁、お願いいたします。

○こども家庭庁 こども家庭庁でございます。

1の①、成果目標の4番目について、納米委員から御質問をいただいております。

まず、進捗状況につきましては、資料4-1の一番下、要保護児童対策地域協議会に参画している配偶者暴力相談支援センターの数をご覧いただければと思います。

また、参画状況についての御質問がございました。具体的にはこういったレベルの会議にどのように参加しているかという御質問かと思いますが、現状におきましては、要保護児童対策地域協議会全体での構成員となる関係機関等の参画状況について確認をしております。代表者会議、実務者会議、個別ケース会議、それぞれにこういった関係機関が参画をしているかなど、運用の詳細までは把握をしておりません。各市町村や各ケースごとの個々の実情に応じて運用がなされていると考えてはおりますけれども、調査全体の回答者負担等も見つつ、必要な対応があれば検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小西会長　ありがとうございました。

それでは、最後に警察庁、お願いいたします。

○警察庁　警察庁生活安全企画官の関口と申します。

それでは、警察庁に関連する部分について回答いたします。

まず②、後藤委員からの御質問についてですけれども、警察庁では都道府県警察に対し、幅広い職員に対して、性犯罪に直面した多様な被害者の心理や対応要領等について継続的に研修等を実施する旨を指示しております。また、警察大学校等において、性犯罪捜査に従事する警察官等を対象に、一連の性犯罪に関する法改正の趣旨についての理解促進等を目的とした講義を実施しております。

次に④、納米委員の御質問についてお答えいたします。ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、加害者が検挙されることを顧みずに大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して、重大事件に発展するおそれが大きいという特徴があることが判明しております。このため、警察庁及び都道府県警察本部においては、様々な事例を分析し、蓄積された情報を基に専門部署において警察庁に指導、助言、支援を一元的に行う体制を構築し、必要な検証を行っております。

次に⑥、後藤委員からの御質問についてお答えいたします。警察庁が把握している検挙件数で回答いたします。AV出演被害防止・救済法の施行後、令和4年6月23日以降、本年9月末までに同法違反で7件検挙しております。本年7月に刑法等改正法が施行されたところ、本年7月、8月及び9月の不同意性交等罪及び不同意わいせつ罪の認知件数及び検挙件数は、昨年の同時期の強制性交等罪及び強制わいせつ罪の認知件数及び検挙件数と比較して増加しております。

次に⑦、後藤委員からの御質問についてお答えいたします。警察庁が把握している学生、生徒が被害者となった不同意性交等罪、不同意わいせつ罪の検挙件数でお答えいたします。なお、ここでの学生、生徒には未就学児、小学生、中学生、高校生のほか、大学生及び専修学校生が含まれます。また、教育現場における事案以外の事案も含まれております。令和5年の1月から9月末までの被害者が学生、生徒の性犯罪については、強制性交等罪及び不同意性交等罪の検挙件数は1,297件で、前年の同時期より348件増加しております。ま

た、強制わいせつ罪及び不同意わいせつ罪の検挙件数は3,185件で、前年の同時期より339件増加しております。

次に⑭、浦委員からの御質問についてお答えいたします。警察においては、令和5年8月から10都道府県警察において新たな施策を試行しております。この試行では、加害行為の再発防止を図ることにより、被害者等の安全・安心を確保するために禁止命令等の措置を講じた加害者全員を対象に、地域精神科医療機関等における治療等を進めたり、近況等を把握するための連絡を実施しております。また、ストーカー被害者の一層の安全確保のための緊急通報装置の積極的な貸し出しを行っております。

続きまして⑮、北仲委員からの御質問に最後にお答えいたします。全ての都道府県警察において、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用を公費で負担しております。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、委員の皆様から、第5次計画の取組の現状に対する評価や残る計画期間内に取り組むべき課題等について御意見を頂戴したいと思います。

私も含めると11名委員の方がいらっしゃいますので、お一人当たり3分程度とお願いしていると思いますが、3分程度すると7時15分ということになってしまいます。中村委員はこの後も御用事があると伺っておりますので、まず中村委員に先をお願いして、あと少し過ぎても大丈夫な委員の方々はお付き合いいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、まず中村委員、お願いいたします。

○中村委員 御配慮ありがとうございます。

3つです。

一つは、加害者対策が調査研究段階から次のステージへと進んだことは大変よかったなと思っています。これをさらに促進させるという見地が今後も大事かと思っています。既に5月のこの会議でも提案させてもらったように、点としてプログラムがあるだけでは効果がないので、プロセス全体ですよね。加害者対策の体系化というのが必要ではないかというのは、前に提案させてもらいました。その際に、予防から、それから、男性被害の相談も含めて体系化することが大事だということです。ただ、ソーシャルワークやケースワークのような人が被害者支援も含めてまだまだいないので、そこをどうしていくかということも含めて考えてほしいということです。

2つ目は、男性被害のことは今回随分進んだなと思っています。被害相談ですね。そうすると、加害と合わせて、男性性ジェンダー問題の視点がこれを貫く視座として今次計画で大きく浮上したなと思っていますので、被害とか加害、あるいはねじれた関係も含めて、ぜひ男性問題としてこの男女共同参画のテーマにどう巻き込むかということの一つの手がかりとして考えていきたいなと思っています。

それから、3つ目は、被害、加害とはまた別に、傍観者の問題が大きいなと思っています。

して、マジョリティー対策です。そうすると、傍観者が加害に促進的になるか、加害に抑止的になるかということは大変大きなテーマなので、脱傍観者教育というような見地からも、ハラスメントやいじめなどにも応用可能なので、ぜひ脱暴力のコミュニティ形成の取組となるので、傍観者対策という形で焦点を合わせた啓発をしていくべきではないかなと思っています。

以上3点です。御配慮ありがとうございました。

○小西会長　ありがとうございます。

続きまして、浦委員、お願いいたします。

○浦委員　ありがとうございます。

私からは、性犯罪の刑法及び刑事訴訟法改正に関連して、意見を2つ述べたいと思います。

1点目は、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについてです。刑法及び刑事訴訟法の改正に伴って、刑事手続におけるワンストップセンターの役割が増していることを痛感しています。実際に福岡のセンターでも、支援件数が前年同期比で1.6倍に増加し、対応に追われ、支援員が疲弊している状況です。

今後、更なる相談件数の増加が予想される中、支援の質ですとか専門性を担保していくことの見通しが非常に厳しいと感じています。なので、新法に合わせたワンストップ支援センターの設置基準ですとか支援要件、マニュアルなどを内閣府が国として明示いただけると、現場としてはとてもありがたいと感じています。

2点目、生命（いのち）の安全教育の実施、定着が進んでいるという先ほどのお話を非常に喜んで伺いました。今後、実施率100%を目指して取り組んでいただきたいなと思っています。

ただ、今回の刑法改正で、「不同意性交等罪」という罪名になったけれども、同意という表現が残念ながら現在の生命の安全教育のスライド教材では使われていないことから、刑法との齟齬が生じていると感じています。

参考情報として今後周知を図っていただけるというお話がありましたが、ユネスコの国際セクシュアリティ教育ガイダンスでは、12歳から15歳で「性的同意」を学習することが推奨されているということもございますので、中学生以上の教材の見直しが今後望ましいと考えています。

以上です。

○小西会長　ありがとうございます。

続いて、可児委員、お願いいたします。

○可児委員　私のほうからは、私がふだんDV事件を中心に弁護士として活動している関係で、DVに関してコメントさせていただきます。

今回、DV法の改正ができたというのは非常に大きな成果だったと思っています。様々改正されたところはあるのですが、やはり精神的なDVのところまで、接近禁止命令に

限定されたとはいえ、ターゲットが広がったというのはすごくインパクトが大きかったと感じています。実際に法改正が通った段階の新聞報道などもそこに焦点を当てた形の報道になっていましたし、その後、幾つか取材を受けた関係でも、やはり精神的暴力にフォーカスしたような取材が多かったのも、そこは非常に大きなことだったと思っています。こういった形で大きく報道されたということもあるし、これがきっかけになって社会の中で精神的DVというものに対しての意識が広がっていくといいと感じていますし、そこから翻って、裁判実務のほうにもそういった認識が広がっていくことを期待しています。

ただ他方で、今回精神的DVまで対象が広がったとは言っていますが、実は正式には生命、身体、自由等への加害の告知による脅迫に広がったというところで、身体に対する暴力に比べると相当解釈の余地が広いですね。そうすると、実際に施行された後で、正しくそれが運用されていくかということとはきちんと見ていかないといけないと思っています。改正の趣旨であったり、あるいは衆参の附帯決議からすれば、そこは広く解釈しなくてはいけなくても、必ずしも裁判官がそう解釈するかは何とも言えないところもあるので、そこはきちんとフォローアップしていく必要があるだろうと思っています。

それから、今回対象を広げたことによって、保護命令の申立件数、利用者が増えていくことを期待しているわけですが、これも必ずしもそうなっていくかどうかというのは施行されてみないと分からないところもありますので、そこもきちんとフォローアップしていく必要があると思っています。

それから、今回の改正は非常に大きなもので、非常に大きな成果だったと思いつつも、ただ他方で、退去命令の対象が広がらなかったとか、逃げられない、逃げないDV対応というところに関しての改正が不十分だったとか、まだまだそういった点もあります。3年後見直しの規定が入ったところもありますから、これで終わりということではなくて、引き続きそういった状況も踏まえて、また改正の議論をしていく必要があるのではないかなと思っています。

最後、今回、保護命令に関しては一応改正という形で何らかの手だてが打てたわけですが、一時保護がどんどん減少している問題については何もまだ対応できていないわけですね。何が原因なのかということは、今、想像でしか語られていない。携帯が使えないからではないかとか、想像でしか語られていないのだけれども、先ほど地域差という話も出ましたが、やはりきちんとしたデータを基に何が原因だったのかというのを探求していかないと、どんどんそこは細っていってしまいます。開示したからといって個人が特定されるなんてことはありませんから、きちんとそういった都道府県別のデータなども開示しながら、なぜ一時保護が利用されなくなっているのかということを中心に議論して、利用しやすい制度にしていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○小西会長　ありがとうございます。

続きまして、北仲委員、お願いします。

○北仲委員 先ほどの防衛省の報告については、もちろん報道等で知っていましたが、やはりかなりひどいじめだったのだなということで、改めてひどかったなと思いました。

それで、この間を振り返ってですけれども、幾つもの法がつくられたり、改正されたりして、禁止する範囲がいろいろ、特に刑法とかDV法とかは広がったと思っています。そうすると、それはすごく前進だったのですけれども、それから、いろいろな被害者がいるということについての理解、社会的な関心も、多様な被害者に対する認識というのも広がってきたなというのがあると思うのですけれども、そうすると、次に、今必要なのは相談支援体制の抜本的強化だと思います。

第5次計画には、婦人相談所での一時保護についてはわずかにしか書かれていません。これまで婦人相談所がどんな支援を提供するのかということは、社会に積極的に広報もされてきませんでした。しかし、今度、困難女性支援法が制定されますので、今後はこの点について具体的な改善が必要だと思います。

それから、DVによる痛ましい殺人事件というのがやはりこの間何件か相変わらず起きているわけですけれども、そのたびに、メディアでは警察の対応がどうだったのかという報道がされてしまっているのですが、ほかの国では相談窓口がもっと充実していて、相談員と警察の両面でケースに対応しているのですよね。そのことによって、いろいろなアプローチで死に至る事件の発生を防ごうとしています。警察に被害者が行ったとしても、そこからシェルターに保護されたとしても、気持ちの整理だとか、今後の生活の展望だとか、様々な援助がないと、加害者の元に帰ってしまっているのですよね。ですから、長い時間をかけた相談員の援助とか切れ目のない支援というのがもっと必要になってくると思っています。

先ほど浦委員もおっしゃいましたように、性暴力のほうも、それから、DVのほうも、ますます相談が増えると思いますので、困難女性支援法の施行に当たって、相談員の人員配置の増とか待遇の向上ということが必要で、それから、どんな相談支援をしているかということの広報の強化、それから、多様なタイプのシェルターを提供することで、多様な被害者に対応すること。それらによって、保護を望んでいる全ての被害者に対応できるような都道府県の配暴センターや市町村の配暴センターと大きな変身が必要となっています。

第5次計画で民間団体の活用という記述がたくさんあることに気づいたのですけれども、困難女性支援法に合わせて、活用ではなくて、対等な関係での民間との協働と今後は位置づけていただきたいと思います。それは、利用者や被害当事者のニーズを真ん中に据えた連携や協働である必要があります。

それから、心理的なケアですけれども、実はシェルターに入っているときの心理的なケアというのは非常に一時的なもので、本当にそれが機能するのかという疑問が若干あって、たしか先ほどの委員の質問にもあったと思うのですけれども、今、支援の現場で必要だとされているのは、最初のインテークとか相談段階、アセスメント段階で、婦人相談所のシ

エルターではなくて、市町村だとか最初の相談窓口のところで、心理の専門家や法律の専門家が一緒になってケースのアセスメントをするというのが本当に欲しいという声がたくさん出ているので、その方向での検討も必要かなと思っています。

このほか、文科省の生命（いのち）の安全教育の教材についての意見、要望は別途送らせていただきましたので、御検討いただければと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、木幡委員、お願いいたします。

○木幡委員 この会議に出るたびに、一步一步進んでいるのはとてもいいなと思うのですが、やはりニュースでは日々暴力に関するニュースが伝えられていて、心が痛んでおります。

やはりもう少し根っこの部分を考えたほうがいいのではないかなと思っています。女性活躍が進まない理由ですとか、性犯罪・性暴力が減らない理由は一体何なのでしょうかというのを、私、自分自身にも問いかけてみるのですけれども、なかなか答えは出てこないのです。ただ、命を奪う殺人とかは誰もがやってはいけないことと認識していると思うのですが、女性への暴力とか暴力全般、社会のどこかで仕方がないことと捉えられているのかなとか、あまり深刻さが伝わっていないのではないかなと思ったりもします。やはり殺人と同じレベルでやってはいけないことなのだというぐらいの強い方向性を示してもいいのではないかと。そこを少し今後強化していけたらなと。男性であっても、女性であっても、LGBTの方であっても、他者へのリスペクトみたいなものが少しこの社会の中で足りていないのかなという気がいたします。ですから、加害者を生まないためにどうしたらいいかというところ、本当に根っこの部分を今後もう少し分析したり、考えたりしていったほうがいいのではないかなと思っています。

それから、もう一点、普及啓発という点で、毎回パンフレットとかポスターを作って配付していますといういろいろ聞くのですけれども、何年もずっとそういう方針で、どの省庁も似たような感じなのですが、この費用対効果とかは検証しているのでしょうか。毎年ポスターを変える必要はあるのかとか、いいメッセージを作ったらそれを伝え続けるというのもありますし、時代に合った伝え方というものもあると思いますので、その辺りも御検討していただけたらと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、後藤委員、お願いいたします。

○後藤委員 では、後藤から。

大きく分けて2つ意見があります。

まず、最初の点では、4つほど申し上げたいことがございます。先ほど皆様からも御指摘があったように、この間、かなり大きな法改正が続いたということはとてもよかったと思

います。ただ、今後やはりその法改正によって生じるであろう事態に、どのような政策で対応していくのかということが問題となると思います。

まず一つ目は、結局刑法が改正されて、先ほど警察庁から昨年の同時期よりも認知件数、検挙件数が増加しているというお話をいただきました。どのぐらい増加しているのかはなかったのですけれども、増加しているというお話がありましたので、若干ほっとはしました。国会で宮崎議員がこれはNo means Noの法律であると言っているわけですから、その国会での趣旨、国会での附帯決議その辺の趣旨を十分に確認しながら、捜査機関や裁判所は対応していただきたい。それを私たちはきちんと確認をしていくということが重要ではないかと思っています。

2つ目は教育についてです。先ほどの教育については、法務省が作った教材で裁判所も対応していらっしゃるということなのですけれども、暴力が差別という点をあらゆる場面で強調する必要があります。どうすれば女性に対する差別をなくすのかという点については、やはり学校の教育というのはとても大事だと思います。

文科省には、ジェンダー教育を大学等で充実させるために、適切なジェンダー教育を行っているところにはより多くの予算をつけるということも御検討いただければと思います。今、国立大学はいろいろな状況の中で予算をずっと減らされていき、いろいろなプログラムがなくなっていく状況にあります。その中で、ジェンダー教育を行うところにはより大きな配分をするということも大事ですし、法科大学院に関しては今度新加算プログラムというのが行われるわけなのですが、そこにおいてやはりジェンダー教育、ジェンダーに基づいた対応をする法曹三者を育てるというようなところにも、お金をつけて対応していただきたいと思っています。

3つ目ですが、先ほどからも皆さんの御指摘にあるように、今後、相談件数が増えます。増えてもらわなければ困ります。そうすると、今、性暴力のワンストップセンターの脆弱な運営基盤というのが問題となっています。皆様御存じのように、最初にNPOとしてやっていたところが、資金不足や担当医師の不足によって継続が困難になっています。先ほど抜本的なてこ入れという指摘がありましたけれども、ナショナルセンター化するぐらいの状況を考えていかなくでは対応できないと思います。今、かなりのお金は出ているとおっしゃっていますが、全く足りないです。そういう意味でも、大幅な財政的支援というのも必要ですし、今後、例えば性犯罪については公訴時効が延長されたということもあって、証拠をどう保管するのかということはとても大きな問題です。証拠を少なくともナショナルセンターとして保管するような方策を考えていかなければいけませんし、緊急避妊ピルなどの処方についても、全ての警察や支援センターで適切に行えるようにするということが大事だと思います。

第1点の最後ですが、性犯罪に関して、拘禁刑の導入があと2年ぐらいに考えられています。そこで、先ほど中村委員からお話がありましたけれども、この会議でDVの介入プログラムについてはずっと検討してきたわけです。それをぜひ刑務所等の拘禁刑の実施に際

する様々な専門的介入プログラムにおいて実施を検討していただきたいと思いますし、あとは、検察庁等の不起訴になったような事例とか刑務所に行かないような場合も入れていただきたいと思います。

2つ目なのですが、LGBTQの理解増進法ができて、トランスジェンダーの経産省の事件や最高裁判所での判決などもあります。これらにより、女性とは誰か、男性とは誰かということが突きつけられていると理解をしております。トランス女性に対する対応やノンバイナリーの方たちが可視化されて、性別二分論では対応できない問題も生じています。内閣府では性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議というのが開催されていると承知しておりますが、それとどのように連携していくのかということも一つ重要だと思います。

これと関連して、最近、トランスジェンダーのみならず、困難な状況にある女性たちを支援する個人や団体などについてのヘイトスピーチも、ジェンダーに基づく暴力という文脈で考えていただければと思います。

以上です。長くなって申し訳ありません。

○小西会長 ありがとうございました。

続いて、種部委員、お願いします。

○種部委員 ありがとうございます。

私から4点あります。

まずワンストップのことについて2点あります。

これまで様々、人材を育てるとか連携とかというのをやってきて、先ほど質問でも内閣府から答えていただいたように、連携の強化に取り組んでいただいているのはありますが、やはり相談件数が増えてきているので、せっかく相談してくれた人にはちゃんと報いる必要があるということで、質を上げるのはすごく大事だと思います。

まず一つは警察との連携です。証拠をワンストップで保管しておいても、公訴時効が長くなったので、そこでずっと保管し続けられるのか、裁判のときに証拠能力はどうかというのが問われます。これは警察の方も非常に苦労されていて、科捜研でもなかなか厳しい状況に置かれることがあります。もともとワンストップが警察基盤である、例えば犯罪被害者センターをベースにしてできているところは、警察と連携がしやすいと思われますし、本当は所轄の警察で証拠を預かっていただくのがベストだと私は思います。しかし連携型の中にはワンストップで採取した証拠を警察で保管してもらうことが、地方レベルで取り組んでもなかなかできない場合があるので、警察庁として、あるいは内閣府としてそのような方針なのだというふうにして強制的に質を上げていただきたいと思います。

もう一方で、子供への性暴力、特に性的いじめの相談もワンストップでは多いです。たとえば男の子に対する性的いじめなどは、加害者対応、被害者対応、その親の対応を全部やらなくてはいけないので、むしろ警察ではなくてワンストップのほうに慣れており対応が得意なのです。ですから、刑事事件にすることを望まない、性的いじめのような事例に

については、警察からワンストップに逆に戻す、警察だけでできないことは兎相ではなくてワンストップというルートもつくっていただきたいと思います。

2点目は、学校で開示する子供たちが増えていますが、出口がやはりきちんと周知されていないと感じています。ワンストップに相談すれば、性的いじめも含めてちゃんと対応してくれるという出口が分かっている学校は非常に多いです。生命(いのち)の安全教育をすると被害にあったことを開示されてくる可能性が高いわけですから、その後の出口としてワンストップはあることの周知を、ぜひ学校側でもうちちょっと強く周知していただきたいと思います。

3点目はDVです。質問でもありましたが、来年4月に改正法が施行されたあと、精神的DVについてもちゃんと保護命令の件数が上がるということにつながる必要があると思います。精神的DVはお医者さんの診断書を判断材料にするということで、診療科を問わないと計画に書いていただいたということをお聞きしました。精神科は今パンクしている状態で、精神科を受診するというのは大変ハードルが高いです。ですから、うつ病とか睡眠障害はほとんどがかかりつけ医である内科医とか、産婦人科でも診ています。そうなりますと、産婦人科医や内科医が書いた診断書というのは加害者側の弁護士さんたちが信頼してくれるのか、あるいは裁判官から信頼していただけるか、非常に疑問があります。ですから、うつ病の診断書の中身、質について、少し細かいところを整理していただいて、運用がちゃんとできる形にしていきたいと思います。

最後はDVの出口支援や自立支援についてです。民間シェルターのことを確かにたくさん書き込んでいただいて、今回法定の協議会をつくっていただくことになりました。大変心強いですし、ここから先に期待をしています。

しかし、自立支援は、一時保護と違って委託ということができないわけであります。そうすると、安定した財源はあるのか。特に出口については大変長い道のり、寄り添いが必要ですし、同行支援も非常に手間がかかります。これに対して、今回特別交付税措置をいただいているのですが、都道府県もやはり持ち出しをしなくてははいけなくなります。例えば都道府県で条例をつくっているなど、根拠法があればいいのですけれども、法的な根拠がないところで果たして都道府県が予算を取ってくれるかは非常に疑問があります。実効性の高い自立支援と財源の確保をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、納米委員、お願いします。

○納米委員 よろしくをお願いします。

私からは、主にDVへの対応について4点申し上げたいと思います。

皆さんおっしゃっているのですけれども、相談件数は増えています。また、これからも増えると思うのです。確かに配暴センターの数は増えていますけれども、DV相談プラスの結果検証に関わらせていただいているのですが、電話相談の入ってくる電話に対する受電率は

10%台です。相談窓口を拡充しても、やはりDVの発生自体を減らさないと、この状況は大きく変わらないのではないかと思います。

一方、今日の資料でお示しくださったこども・若者の性被害防止のための緊急パッケージを見ると、1が加害を防ぐ、2が相談しやすく、3が支援の強化、大変すっきり整理されているなと思いました。

DVについてもそれぞれ取組は進んできておりますけれども、いろいろな方もおっしゃっていますが、やはり一番足りていないのは1の加害を防ぐというところの部分ではないかなと思います。加害者プログラムの実施を推進するということですが、これは国が予算をつけない限り、地方公共団体での実施は進んでいかないのではないかと思います。ですので、次の女性版骨太の方針には、ぜひ加害者プログラムの実施をすることに予算をつけるということを検討いただきたいなと思っています。これが1点目です。

2点目は、事前の質問にも書いたのですが、DVで心身の健康が悪くなっている人からの相談が本当に多いのです。それで、北仲さんもおっしゃったように、シェルターでカウンセリングがあるというのは大事でしょうけれども、男女センターの相談もすごく心身ともに具合が悪いという方が多くて、そういう場合、相談だけで問題は解決しなくて、今日もケースカンファレンスをやっていたのですが、メンタルクリニックでカウンセリングもやってくれるところはどこだろうかとか、しかも、新患を受けてくれるところはあるのだろうかというところで、なかなか探しあぐねていて、まず資源が不足していると思いますし、それに暴力被害者が医療やカウンセリングを受けやすくなるように支援をぜひ充実させていただきたいなと思うのが2点目です。

3点目は法定協議会なのですが、これも画期的だと思うのですが、設置の在り方は地方公共団体で様々だと思うのです。そうすると、これはせっかく守秘義務を課して連携をできるようにとするわけですので、ケースレベルでの検討ができないと意味がないと思うのです。機関の代表者が集まって顔を合わせるというだけの会議にしないように、ぜひ国から地方公共団体に働きかけていただきたいなと思います。

最後なのですが、今日、私の事前の説明で重大事案の検証について警察のほうから御回答をいただきましたけれども、警察ではあくまでもこれは内部で検証されていて、その情報は外に出ないのだと思いました。

一方で、子供虐待の死亡事例の検証のほうに関わらせていただいているのですが、こちらのほうは徹底的にやって公表されるわけです。プライバシーの問題もありますし、いろいろ難しい問題はあると思うのですが、やはり内部だけでの検証ではなくて、外部の有識者が関わる形で検証し、その結果を公表するようにしていただきたいと思います。実際にそのような形で実施し公表している国もありますので、検討いただきたいなと思いました。

以上です。

○小西会長　ありがとうございます。

続いて、橋爪委員、お願いします。

○橋爪委員 私のほうからは、今回の性犯罪の改正について簡単にコメントを申し上げたく存じます。

この改正は、性被害の防止するための施策として重要な意義があるものです。まずは関係各位に心からの敬意を表したいと思います。

その上で、あえて今後の課題について簡単に申し上げます。当然ではありますが、法改正をすればそれだけで性犯罪が減少するわけではありません。改正の趣旨を十分に周知した上で、性暴力が重大な犯罪であることについて、国民全般について十分な認識が共有されることが決定的に重要です。そのような意味で、周知広報のための取組みをさらに積極的にお願ひしたいと考えております。

2つ典型的な例を挙げたいと思います。例えば今回の改正では、地位、関係性を悪用・濫用して行われる性行為が性犯罪になり得ることが明確に規定されています。もっとも、昨今の状況に鑑みましても、このような認識は必ずしも十分ではないように思われ、今後、十分な周知徹底が重要であると考えております。

また、青少年につきましては、十分な被害認識がないまま、性被害を受けることがあり得るといわれております。とりわけ中高生に対しましては、どのような行為が性犯罪であるかについて十分な教育や啓発が必要だろうと思われまます。既に法務省のほうでは年代ごとに学生向けのリーフレットを作成する等の取組を行っておられますけれども、今後は文科省と連携の上、さらに有効な方法についてご検討をお願いしたいと存じます。

もう一点申し上げます。今回の性犯罪に関する刑法改正は大きな改正です。これによって、性犯罪になり得る行為が大幅に明確になることが十分に期待できると考えておりますが、やはり大きな改正でありますので、しばらくの間は構成要件の解釈や運用について現場で若干の混乱が生ずる危険性もないわけではありません。その意味では、捜査の現場においても、改正法の具体的な内容、適用範囲、運用方針を可及的に明確化し、安定的な法適用ができるように十分な努力をぜひともお願いしたいと考えております。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 渡邊です。

私からは2点です。

まず、現職の先生方への研修ということなのですが、先ほど文科省から御報告がありましたように、性暴力・性犯罪に関する指導と同じ調査のデータの中に学校での研修の状況というのがあるのですが、そうすると、大体性犯罪・性暴力に関するものというのは小中高でも3割程度ということになっています。令和3年度の実績ですので、次のときには上がっているということも考えられるわけですが。実際にNITS、教職員支援機構でも取り扱っていますし、NITSの作った研修動画でも取り上げられているというのがありますの

で、そういったものも広まっていくとは思いますが、やはりどこの学校でも学べるという研修できるということであれば、例えばさらにeラーニングのようなものを作るというのも一つ方法としてあるのではないかなとは思いました。

それともう一点、教員養成課程におけるということなのですが、これも今の教職課程コアカリキュラムの中で可能ということでしたけれども、ただ、教員養成課程ではそれぞれの学校でそれぞれの先生の専門の中でやっている部分がありますので、全部そういったところが果たして保障できているかどうかという点、心配な部分もあるわけですね。そういうところがありますから、やはりこれは国のほうから性犯罪・性暴力の防止に関する内容を取り上げてほしいということを強く伝えていただくか、先ほど言ったeラーニングの中にも、今、安全教育全般のeラーニングというのはできているのですが、養成課程にいる学生が使えるような内容も含んでいるのです。ですから、そういったところで、できるだけどこでも確実に伝えられるような努力が必要ではないかと思いました。

以上です。

○小西会長　ありがとうございました。

時間があまりないのですが、最後に私からも簡単に述べさせていただきます。

皆さんが言われていることですが、2点あります。

一つは、やはりこの期間に法制度が幾つか複数変わって、社会の変化ということも非常に強く感じる場所があります。そういう意味では、前に進んだのだなと評価したいと思っています。

ただ一方で、例えば性行為に関する同意のところでも全く新しい構成になっていて、8つの要件があって、それに対して同意の意思の形成か表明か全うができない状態かどうかというのを、ここは裁判官が判断するという形に構成としてなっていますので、これがどんなふうに使われるか、あるいはDV法の改正のほうで心理的暴力、皆さんにも危惧なされている方もいらっしゃると思いますが、これがどういう形で実現していくのか。そういうふうに、どちらも今後の運用、それから、それを注視することというのが非常に必要だと思います。

今日も幾つか出ていましたが、まだ統計として出ていないものもたくさんありますよね。それはこの調査会でぜひ出していただければなと思っています。それを注視し、さらに関係者、それから、関係しない人も含めて周知広報ということが非常に大事だと思います。これが一つです。

もう一つは、やはりここで明らかになってきている、何人もの方がおっしゃいましたが、支援の質の問題です。ワンストップセンターとか配暴センターもですが、基本的にすごく安上がり、そういう言い方はよくないですが、安上がりにできてきたのですが、そういうところでたくさんのケースを受ける中で、脆弱性というのが非常に明らかになってきていると思います。個々のセンターでも本当に運営が危なくなったり、簡単に危なくなったりしますよね。ここのところの質を上げること。

それから、もう一つは、自分が医師なのに申し訳ないのですけれども、医療、心理の問題というのがやりますます大きくなってきていて、そこに手がついていないことがやはり問題かなと思います。全部の医者、全部の心理ではなくてもいいのだけれども、全国の支援と連動して動けるぐらいの数の臨床家たちをぜひつくってほしいし、これが今後の問題だなと今日感じました。

以上でございます。

皆様、本当に貴重な御意見をありがとうございました。

関係省庁の皆様には、本日の議論を踏まえ、今後の取組を着実に進めていただきたいと思います。

皆様、本当に遅くまでありがとうございます。

また、5次計画の中間年フォローアップにつきましては、親会議の男女共同参画会議に報告されることになっております。皆様からいただいた御意見をしっかりお預かりして、そちらに報告という形になるかと思えます。

最後に、岡田局長から一言お願いいたします。

○岡田男女共同参画局長 男女共同参画局の岡田でございます。

今日も長時間どうもありがとうございました。

先生方には、事前の御質問を御提出いただきましたし、また、後半はお一人お一人、ここでは一つ一つお答えすることはなかなか時間的にも難しいですけれども、幅広い点について御指摘を賜りまして、ありがとうございました。

先ほど小西先生もおっしゃいましたが、先生方からの御意見を受け止めさせていただいて、今後も取り組んでまいりたいと思います。引き続き御指導をよろしくお願いいたします。

今日はありがとうございました。

○小西会長 本日の議事はこちらで終了いたします。本当にありがとうございます。

では、今後の予定について事務局からお願いします。

○田中男女間暴力対策課長 男女共同参画基本計画の中間年フォローアップにつきましては、男女共同参画会議がございますので、その状況に関しましてはまた先生方に御報告申し上げたいと思います。

専門調査会の次回会合については、追ってまた事務局のほうから日程照会などの御連絡を差し上げます。

最後に1点だけ、今週日曜日、次の日曜日から女性に対する暴力をなくす運動であります。先生方にも御協力を賜っております。内閣府としても広報、啓発に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

○小西会長 以上をもちまして、第123回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。どうもありがとうございました。